

技術研究部会規程

本規程は幹事会の審議の後、理事会の承認を持って制定する。また、改訂に際しては、幹事会の審議の後、理事会の承認を持って改訂する。

制定：平成 22 年 4 月 3 日

改定：平成 22 年 8 月 20 日 一部改定（アドバイザーの追加に係る事項 青字）

改定：平成 23 年 6 月 10 日 管理の変更により削除

1. 部会長（1 名：理事長）
 - （ 1 ）委員会ならびに理事長特別小委員会の発足から運営に渡る全般の監督・管理・承認業務を行う。
2. 部会幹事（1 名）
 - （ 1 ）委員会ならびに理事長特別小委員会の発足から活動全般を掌握し、委員会、理事長特別小委員会の運営を支援する。
 - （ 2 ）委員委嘱状の発行、報告書の発行等の事務処理を担当する。
3. 委員会
 - （ 1 ）委員会幹事 1 名を置き、全委員会の運営・管理を行う。
 - （ 2 ）委員会は臨床トンネル工学の分野における比較的広範な分野を研究対象とする。
 - （ 3 ）委員会は以下の 5 委員会を常設する。
 - ・トンネル事前調査委員会 ・トンネル事前設計委員会
 - ・トンネル補助工法委員会 ・トンネル施工技術委員会
 - ・トンネル維持管理委員会
 - （ 4 ）委員会の活動期間は一期 2 年間とし、期間満了時に報告書を出版する。
 - （ 5 ）委員会は委員長 1 名、副委員長 1～2 名および委員で構成する。
 - （ 6 ）委員長は技術研究部会長の承認を経て就任する。
 - （ 7 ）副委員長は委員長が委員から選任する。
 - （ 8 ）委員は個人会員を対象に HP および DM にて公募する。
 - （ 9 ）委員の募集人員は 1 委員会につき 10 名程度とする。
 - （ 10 ）委員長は、専門的知識・技術を有するアドバイザーを個人会員から任意に選任することができる。
- ~~4. 理事長特別小委員会~~
 - ~~（ 1 ）特別小委員会は理事長が起案し、理事会の承認を経て設置する。~~
 - ~~（ 2 ）特別小委員会は臨床トンネル工学の分野における個々の課題（技術分野や地域、個別の工事など）を研究対象とする。~~
 - ~~（ 3 ）特別小委員会幹事 1 名を置き、全特別小委員会の運営・管理を行う。~~
 - ~~（ 4 ）特別小委員会は委員長 1 名および委員 5～10 名程度で構成する。~~
 - ~~（ 5 ）特別小委員会の委員長は理事長の推薦によって就任する。委員は、理事長の推薦および個人会員を対象に HP および DM にて公募する。ただし、課題によっては会員が従事する職種、所属等に制限を設ける場合がある。~~
 - ~~（ 6 ）特別小委員会の活動期間は 6 ヶ月程度とする。~~
 - ~~（ 7 ）特別小委員会は活動期間満了時に簡易な報告書を作成し、出版もしくは HP に掲載する。ただし、課題によっては公開内容を限定する場合がある。~~
 - ~~（ 8 ）委員長は、専門的知識・技術を有するアドバイザーを個人会員から任意に選任することができる。~~
5. 委員の制限
 - （ 1 ）委員会、理事長特別小委員会を通して、委員の兼任は 2 委員会までとする。
 - （ 2 ）委員会、理事長特別小委員会とも、同一委員会において同一の外部組織に所属する委員は 1 名を限度とする。

6. 研究成果の外部公表（論文等の学会等への投稿）

- （ 1）委員会、委員長特別小委員会の活動の過程で研究成果もしくはその一部が技術雑誌、学会論文集等への投稿が可能と考えられる場合は、部会長の承諾を得て投稿できる。このとき、筆頭著者は当該研究の中心的役割を果たした委員とし、連名者は貢献度に応じて委員長が適切に選定する。また、謝辞に本研究所活動の成果であることを明記する。

7. その他

- （ 1）本規約に記載されない技術研究部会の運営に係る事項については、部会長および幹事の承認をもって運用する。